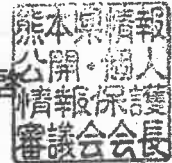


情個審答申第4号
令和2年(2020年)3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会会長
会長 馬場 啓



住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における全項目評価書(案)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(答申)

令和2年(2020年)2月13日付け市町村第1513号で諮問のあったこのことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第4号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書(案)について、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成)の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益を与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、次の事項について意見を述べる。

I 基本情報

(別添1)事務の内容(備考)3. 本人確認情報の開示に関する事務について
「3-①. 住民により本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)」との表現は、開示請求の受付事務において、特定個人情報(個人番号)は請求の対象とならないとの誤解を与えるおそれがあるので、熊本県本人確認情報の開示等に関する規則(平成14年熊本県規則第75号)に規定する「本人確認情報開示請求書(別記第2号様式)」の様式そのものに変更がなければ、「(※特定個人情報は含まない)」を追記することは相当でない。

VII その他のリスク対策

1. 監査について

- ・①自己点検と②監査について、「特に力を入れて行っている」と判断しているが、具体的なチェック方法や具体的な内容を見ると、「十分に行っている」の方が妥当と考えられる。
- ・①自己点検の具体的なチェック方法について、チェック方法が明確になっていないため、点検者、保管場所及び保管期間等を具体的に明記するのが相当である。
- ・②監査の具体的な内容について、外部監査を行う民間の外部監査事業者がどのような事業者であるかをもう少し明確に記載する方が望ましい。

2. 従業者に対する教育・啓発について

従業員に対する教育・啓発についても、「特に力を入れて行っている」と判断しているが、具体的な方法を見ると、「十分に行っている」の方が妥当と考えられる。